

## 平成30年第5回

### 遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月10日（月）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について  
会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1号 平成29年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 5 報告第 2号 平成29年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第 1号 表彰について
- 日程第11 議案第 2号 遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の制定について
- 日程第12 議案第 3号 町道路線の変更について
- 日程第13 議案第 4号 町道路線の一部廃止について
- 日程第14 議案第 5号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第15 議案第 6号 平成29年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 議案第 7号 平成29年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第17 議案第 8号 平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第 9号 平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 認定第 1号 平成29年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 2号 平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 3号 平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 4号 平成29年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

《平成30年9月10日》

ついて

- 日程第 2 3 認定第 5 号 平成 2 9 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 6 号 平成 2 9 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 7 号 平成 2 9 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 6 一般質問

---

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

---

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

---

◎説明員

副町長	厂原收君	住民生活課長	高橋静江君
総務部長	加藤俊之君	税務課長	荒井正教君
民生部長	舟木淳次君	子育て支援課長	小谷英充君
経済部長	澤口浩幸君	商工観光課長	菊地隆君
農政林務課長	広瀬淳次君	経済部技監	内野清一君
建設課長	金沢一彦君	地域拠点施設準備室長	斉藤隆雄君
水道課長	落合一実君	総務課長	鈴木浩君
生田原総合支所長	門脇和仁君	情報管財課長	古賀伸次君
丸瀬布総合支所長	会津靖朗君	企画課長	佐藤祐治君
白滝総合支所長	村上裕和君	財政課長	大堀聡君
会計管理者	伯谷和昭君	ジオパーク推進課長	鴻上栄治君

《平成30年9月10日》

生田原総合支所産業課長	大 辻 祐 一 君	危機対策室参事	山 地 茂 樹 君
丸瀬布総合支所産業課長	伊 藤 雅 彦 君	地域拠点施設準備室参事	今 井 昌 幸 君
白滝総合支所産業課長	加 藤 雅 史 君	保健福祉課長	平 間 敏 春 君
保健福祉課主幹	深 澤 万喜子 君	教 育 部 長	大 貫 雅 英 君
社会教育課長	小野寺 正 彦 君	総 務 課 長	堀 嶋 英 俊 君
監査委員事務局長	奥 山 隆 男 君	選挙管理委員会事務局長	奥 山 隆 男 君
農業委員会事務局長	河 本 伸 二 君		

---

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	安 江 陽一郎 君	事 務 局 係 長	小 玉 美紀子 君
事 務 局 主 幹	岩 井 誠 志 君		

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、竹中議員、今村議員を指名します。

---

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。  
佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成30年第5回遠軽町議会（定例会）の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成30年第4回遠軽町議会（定例会）以降における行政について、御報告いたします。

まず、7月初めの大雨への対応についてであります。7月4日に「遠軽町大雨災害対策本部」を設置し、非常時に備え危険箇所の巡視及び情報の収集等を行うとともに、被害を最小限に抑えるための対策を講じたところであります。幸い人命にかかわる大きな被害はありませんでしたが、町内各所で道路・河川などに横断管閉塞、路面洗掘、法面崩壊などの被害があり、現在、復旧に向け対応しているところであります。

なお、これらに要する経費の一部につきましては、専決処分をさせていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

また、道道遠軽芭露線のいわね大橋の橋脚が、大雨の影響により損壊し車両の通行止めが続いており、周辺住民の皆様には迂回を余儀なくされ、生活や経済に大きな影響を与えております。橋の復旧までには最短でも2年と、長期間にわたることから、高齢者の通院等の負担増を踏まえ、高齢者のりもの乗車助成事業及び重度心体障害者交通費助成事業の対象者で、通行止めにより影響がある地区にお住まいの皆様には、助成券の追加交付を行うほか、今後におきましても、さまざまな角度から対応を検討してまいりたいと考えております。

また、いわね大橋に添架している上水道及び下水道の橋梁添架管につきましては、橋の沈下部で添架管が湾曲したものの破損は見られず、使用に支障のないことを確認しておりますが、万一の破断及び今後実施されるいわね大橋の復旧工事に備え、7月20日に添架管の使用を中止する応急対策を実施したところであります。

《平成30年9月10日》

なお、上水道につきましては、東町及び南町地区において断水や水量不足とならないよう、国道242号遠軽橋と町道市街地40号いわみ橋に添架している二つのルートからの給水に切りかえております。

下水道につきましては、今年度に供用開始する予定であった歩道橋添架管ルートに切りかえる応急バイパス工事を行ったところであります。今後は、いわね大橋の復旧工事に合わせて、上下水道の橋梁添架管の復旧に取り組んでまいります。

また、北海道に対しましては、一日も早い復旧を要望しているところであります。

次に、7月11日からの姉妹都市ブラジル・バストス市への訪問についてであります。ことしはバストス市が、日系入植90周年の記念の年となることから、2月にバストス市の青年がバストス市長からの親書を持って来町したことを契機として、公式訪問としては26年ぶり、また、遠軽町長としては姉妹都市盟約後、初めての訪問となりました。

訪問に際しては、バストス市、ブラジル北海道文化福祉協会、バストス日系文化体育協会など、多くの皆様の協力により実現できたものであり、日系団体との交流や企業訪問などを行ってきたところであります。

今後の交流につきましては、バストス市や日系団体の意向を十分に把握し、どのような交流がお互いのメリットになるのか総合的に判断していく必要がありますが、遠軽町とバストス市は、血のつながりのある姉妹都市として再確認したところであり、今回の公式訪問は大変意義のあるものとなりました。

次に、商工観光関係についてであります。7月21日に森林公園いこいの森において、平成28年の大雨災害から約2年の歳月をかけて復興したことを記念し、町内関係団体や災害復興に対する寄附者の皆様の参加のもと、いこいの森災害復興記念セレモニーを開催しました。セレモニー終了後には、各種遊具の利用を開始し、早速、子どもたちの歓声に包まれたところであります。

また、夕方には復興記念セレモニーの様子や遊具で遊ぶ子どもたちの姿がテレビ放映されるなど、全道に向けて復興のPRができたものと考えており、今後も多くの皆様に施設を御利用いただきたいと思っております。

また、町内の各地域では、遠軽がんぼう夏まつり、いくたはらヤマベまつり、大雪山ウルトラトレイル、まるせつ観光まつり、アンジくんのふるさとまつり、コスモス開花宣言花火大会等が開催され、各イベントとも工夫を凝らしたプログラムなどでにぎわってまいりました。各イベントを主催していただきました各実行委員会を初め、御協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、要望関係についてであります。6月27日及び28日に遠軽地区総合開発期成会において、遠軽地区3町の懸案事項について、7月25日及び26日には、遠軽北見道路整備促進期成会において、遠軽北見道路の整備促進について、27日にはオホーツク圏活性化期成会において、管内の懸案事項について、関係省庁及び国会議員に対し要望を行ってまいりました。

《平成30年9月10日》

次に、自衛隊関係についてであります。6月30日に、陸上自衛隊遠軽駐屯地67周年記念市中パレードが、道道遠軽芭露線愛称「連隊通り」において行われました。沿道には、約1,000人の町民の皆様が詰めかけ、車両及び徒歩で行進する隊員の勇姿に大きな声援が送られました。市中パレードの実施により、地域住民と遠軽駐屯地とのより一層の一体感の醸成が図られたところであり、関係者の御支援と御協力に深く感謝を申し上げます。

また、7月24日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会主催の「北海道の自衛隊を支える中央大会」が東京都で開催されました。この中央大会は、新たな防衛計画大綱及び中期防衛力整備計画の策定に備え開催されたものであり、当日は、自衛隊協力諸団体の皆様とともに参加し、北海道の自衛隊の体制強化及び地域コミュニティとの連携について、防衛省、国会議員及び関係機関に対し要望を行ってまいりました。

次に、スポーツ合宿誘致についてであります。ことしも横浜隼人高校硬式野球部や拓殖大学ラグビー部などが合宿を行い、8月末までの合宿数は8競技52団体で、約1,100人となりました。

合宿による宿泊人数は、延べ4,800人となり、地域の活性化はもとより、地域経済への波及効果も大きく、また、スポーツの普及や技術の向上にもつながったと考えております。今後も合宿団体との交流を通して、スポーツの普及や子どもたちのスポーツ力向上など、地域の活性化に向けて合宿誘致に取り組んでまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号平成29年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告第2号平成29年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、大雨による災害により、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号専決処分の承認を求めることについては、生田原コミュニティセンターの総合防災設備の不具合により、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります六車潔氏及び岩船定男氏が、平成30年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員であります横田昌弘氏が、平成30年11月8日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく、議会の同意

《平成30年9月10日》

を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の制定については、道の駅遠軽森のオホーツクを設置するため、本条例を定めるものです。

議案第3号町道路線の変更については、平成28年度の大雨による災害に伴い、町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第4号町道路線の一部廃止については、(仮称)えんがる町民センター建設事業に伴い、町道路線の一部を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第5号工事請負契約の変更契約の締結については、平成29年度いこいの森整備工事(繰越)について、議会の議決を求めるものです。

議案第6号平成29年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第7号平成29年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第3条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第8号平成30年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、寄附金、繰入金、町債等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、有料老人ホーム整備事業補助金、生田原伊吹温泉水中ポンプ等更新工事、商工業振興補助金、森林鉄道用ディーゼル機関車購入、大雨に伴う災害復旧工事等の経費を計上したところです。

議案第9号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、平成29年度介護給付費負担金等の確定に伴う返還金を計上したところです。

認定第1号から認定第7号までについては、平成29年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の締結について、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

また、直近の行政について、追加で御報告させていただきます。

8月30日に、札幌コンサートホールKitaraで開催されました「第63回北海道吹奏楽コンクール」において、高等学校A編成の部で遠軽高等学校吹奏楽局が、12年ぶりに全日本吹奏楽コンクールの出場を決めました。

私立の全国大会の常連校に肩を並べての出場決定であり、局員の大きな自信につながっ

《平成30年9月10日》

たことと思います。

また、中学校C編成の部でも、南中学校吹奏楽部が代表に選出され、東日本学校吹奏楽大会の出場を決めました。

両校の全国大会等でのすばらしい演奏を期待しております。

なお、全国大会の出場決定に伴い、補正予算の追加提案を予定しておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震の影響により、北海道全域で停電が発生し、本町におきましても地震による直接の被害はなかったものの、地震発生からおおよそ24時間にわたり町内全域が停電となり、町内全ての小中学校で臨時休校になるなど、住民生活に大きな影響がありました。

このことにより、6日に「北海道大規模停電遠軽町災害対策本部」を設置し、情報の収集を行うとともに、停電により水道が使用できない家庭には、給水を実施するなどの応急対策を実施したところであります。

今回の地震により亡くなられた方、被害に遭われた方に対し、心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

また、9月9日に開催予定でありました「太陽の丘コスモスフェスタ」は延期としたところであり、今後の開催日程等につきましては、現在、協議中であります。

以上で、追加による行政報告とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4 報告第1号及び日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号平成29年度遠軽町健全化判断比率について、日程第5 報告第2号平成29年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第1号平成29年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の

《平成30年9月10日》

大きさを示す指標で、平成29年度においては9.1%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、平成29年度においては9.5%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番12として、監査委員の健全化判断比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第2号平成29年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番12及び14として、監査委員の資金不足比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第1号の質疑を終わります。

以上で、報告第1号平成29年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号平成29年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

---

#### ◎日程第6 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたし

ます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第6号につきましては、7月3日から4日にかけての大雨による災害により、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて、7月4日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,450万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億5,403万6,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に2,450万9,000円を追加し、総額を7億2,410万4,000円としたものです。これにより、歳入合計153億2,952万7,000円に2,450万9,000円を追加し、総額を153億5,403万6,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に2,450万9,000円を追加し、総額を4,050万9,000円としたものです。これにより、歳出合計153億2,952万7,000円に2,450万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の153億5,403万6,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業2,450万9,000円につきましては、大雨による災害復旧に係る経費として、消耗品費20万6,000円、公園線災害復旧調査設計業務委託料150万円、機械借上料1,108万5,000円、いこいの森第1フリーサイト災害復旧工事106万6,000円、原材料費1,065万2,000円を追加したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、2,450万9,

《平成30年9月10日》

000円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（伊藤雅彦君） 別紙資料の赤番3をごらんいただきたいと思  
います。

本図面につきましては、11款災害復旧費に予算計上しております、いこいの森第1フ  
リーサイト災害復旧工事の位置図でありまして、工事箇所は、いこいの森のセンターハウ  
ス正面入り口左手側のキャンプサイトであります。

工事概要といたしましては、園内を流れる五十嵐川の下流部が越水し、第1フリーサイ  
ト内のバンガロー4棟が床下浸水したため、被害拡大防止のための大型土のうの設置、被  
災したキャンプサイト及び緊急避難的に造成いたしました水路跡地の復旧でございます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳  
出より各款ごとに行います。

11款災害復旧費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第7 承認第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議  
題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたし  
ます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第  
4号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定に

より報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第7号につきましては、生田原コミュニティセンターの総合防災設備の不具合により、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、8月6日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億6,182万3,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に778万7,000円を追加し、総額を7億3,189万1,000円としたものです。これにより、歳入合計153億5,403万6,000円に778万7,000円を追加し、総額を153億6,182万3,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

7款商工費につきましては、1項商工費に778万7,000円を追加し、総額を6億1,042万2,000円としたものです。これにより、歳出合計153億5,403万6,000円に778万7,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の153億6,182万3,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費5目観光施設費、ノースキング管理事業778万7,000円につきましては、総合防災設備の不具合により、生田原コミュニティセンター総合防災設備更新工事を計上したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、778万7,000円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

《平成30年9月10日》

7 款商工費、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

1 8 款繰入金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第 2 号専決処分承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第 8 諮問第 1 号

○議長(前田篤秀君) 日程第 8 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員、六車潔氏及び岩船定男氏が、平成 30 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、次の 2 名の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原安国 2 4 5 番地 2 2。

氏名、六車潔氏。

生年月日、昭和 27 年 5 月 12 日。

住所、遠軽町白滝 7 1 9 番地 3。

氏名、岩船定男氏。

生年月日、昭和 19 年 10 月 25 日であります。

以上、2 名の方は人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページ以降の参考資料を御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成 30 年 9 月 10 日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第9 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

教育委員会委員横田昌弘氏が、平成30年11月8日をもって任期満了となるため、次の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝975番地6。

氏名、横田昌弘氏。

生年月日、昭和34年3月25日であります。

横田昌弘氏は、人格が高潔で、教育に関し識見を有する方でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

---

午前10時31分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第10 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により表彰することについて、議会の議決を求めるものがあります。

次のページ、別紙をごらん願います。

1、遠軽町表彰条例第2条第1号エに該当いたします自治功労といたしまして、12年以上、教育長の職にありす遠軽町大通北7丁目3番地128、河原英男であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第1号カに該当いたします自治功労といたしまして、20年以上、遠軽町スポーツ推進審議会委員の職にありす遠軽町南町3丁目57番地、落合幸子様であります。

3、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労といたしまして、保健福祉総合センター用全自動血圧計1台及び専用架台セット1台の御寄附をいただきました遠軽町東町3丁目3番地71、藤原雅彦様であります。

4、遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当いたします消防功労といたしまして、20年以上、消防団員として勤続されました遠軽町南町4丁目145番地28、石山友和様、遠軽町丸瀬布中町48番地、谷口裕美様、遠軽町西町3丁目3番地116、若井政彦様、遠軽町南町3丁目2番地30、花山毅様、遠軽町大通北4丁目2番地5、山田未央様であります。

以上、8件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成30年9月10日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎日程第11 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第2号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井地域拠点施設準備室参事。

○地域拠点施設準備室参事（今井昌幸君） 議案第2号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の設定について説明いたします。

本案は、道の駅遠軽森のオホーツクを設置するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

題名は、遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例とし、全17条の構成となっております。

第1条は、設置規定でありまして、安全で快適に道路を利用するための道路交通環境を提供するとともに、ゲレンデと遠軽とオホーツク地域の魅力を発信し、都市部からの集客による交流人口の拡大、産業の振興等を図るため、道の駅遠軽森のオホーツクを設置するものであります。

第2条は、道の駅の名称、施設の種類、位置について規定するものでありまして、名称は道の駅遠軽森のオホーツク、施設の種類は特産品販売・飲食提供施設、えんがるロックバレースキー場、公衆トイレ、駐車場とし、位置は遠軽町野上150番地1であります。

第3条第1項は、指定管理者による管理を規定するものでありまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に施設の管理を行わせることができることを規定しております。

第3条第2項は、道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合、指定管理者が町長の承認を得て道の駅の開設日を変更し、若しくは別に定め又は開設時間を変更することができることを規定しています。

第3条第3項は、道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合の読みかえ規定であります。

第4条は、指定管理者の業務の範囲について、第1号から第5号まで規定しております。

第5条は、道の駅の施設ごとの開設日及び開設時間を規定しております。

《平成30年9月10日》

2 ページ目をごらんください。

特産品販売・飲食提供施設につきましては、開設日を通年とし、開設時間は午前9時から午後6時まで。

えんがるロックバレースキー場は、開設日を通年とし、開設時間は夏期の5月から10月までは午前9時から午後6時まで、冬期の11月から4月までは午前9時から午後9時までとしております。

公衆トイレ、駐車場は、開設日を通年とし、開設時間は24時間としております。

なお、開設日及び開設時間につきましては、本文ただし書きにより、必要と認めるときは変更することができることを規定しております。

第6条第1項は、道の駅の使用の許可に関する規定。

第6条第2項は、許可する場合に条件等を付することができる規定。

第7条は、道の駅の使用の制限に関する規定。

第8条は、道の駅の目的外使用を禁止する規定。

第9条は、道の駅の使用者の権利の譲渡等を禁止する規定。

第10条第1項は、道の駅の使用許可の取消し等に関する規定。

第10条第2項は、取消し等の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、町長はその責めを負わないことの免責事項を規定しています。

第11条第1項は、別表第1及び別表第2に定めた使用料を使用者が納入しなければならないことを規定しています。

第11条第2項は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができることを規定しています。

第11条第3項は、使用料の額を別表第1及び別表第2に定める額を超えない範囲内で指定管理者が、あらかじめ町長の承認を得て定めることができることを規定しています。

第12条は、道の駅の使用料の減免に関する規定。

第13条は、道の駅の使用料の還付に関する規定。

第14条は、道の駅を使用する際、特別の設備をし、又は造作を加える場合の規定。

第15条第1項は、道の駅の使用を終えたときの原状回復の規定。

第15条第2項は、使用者が原状回復する義務を履行しない場合の措置に関する規定。

第16条は、道の駅の設備や器具等を使用者が故意又は過失により、損傷又は滅失した場合における損害賠償に関する規定。

第17条は、条例の施行に関し、必要な事項を規則へ委任する規定であります。

附則としまして、第1項の施行期日については、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

附則第2項、準備行為としまして、この条例の施行の前になされた指定管理者の指定及びその指定に関し必要な手続、その他の行為について、この条例の施行の前においてもできることを規定しております。

《平成30年9月10日》

附則第3項、遠軽町体育施設条例の一部改正としまして、この条例の制定に伴い遠軽町体育施設条例の一部を改正するものでありますが、えんがるロックバレースキー場を道の駅の施設とするため、遠軽町体育施設条例の関係する規定の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、参考資料として添付しております遠軽町体育施設条例新旧対照表をごらんください。

遠軽町体育施設条例新旧対照表（附則第3項関係）であります。

第3条第3項中、「別表第17」を「別表第16」に改めます。

第6条第1項の表中、えんがるロックバレースキー場の項を削ります。

第12条第1項及び第3項中、「別表第17」を「別表第16」に改めます。

別表第1中、えんがるロックバレースキー場の項を削ります。

別表第17、えんがるロックバレースキー場、使用料金表を削るものであります。

別表の4ページに戻っていただきまして、中段の別表第1をごらんください。

別表第1、特産品販売・飲食提供施設使用料金表としまして、特産品販売施設、屋外店舗スペース、軽食コーナーに係る使用料金をそれぞれ規定しております。

なお、備考欄の第3項には、特産品販売施設及び屋外店舗スペースの使用料の額は、規定の額を上限とし、使用料の算出に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

次に、別表第2、えんがるロックバレースキー場使用料金表としまして、ペアリフト1回券からナイターシーズン券までの各使用区分に応じた使用料金を規定しております。

最後になりますが、新旧対照表の次に参考資料としまして、条例第17条の委任規定により、条例の施行に関し必要な事項として、遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例施行規則を定めるものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

稲場議員。

○2番（稲場仁子君） ちょっと確認の意味でお尋ねしたいのですけれども、委員会でも話が出ておりました。この条例のタイトルについてなののですけれども、えんがるという部分が漢字なのだけれども、平仮名にしてはどうかという意見がかなりあったと思うのですけれども、これに関して、当然、検討協議会の中でもネーミングについては話し合われたと思うのですけれども、現段階では3月27日の第14回の検討協議会の記録以降は、ホームページにちょっと検討協議会の内容が載っていないので、確認できないのですけれども、町としてはあくまでも検討協議会の中で、漢字の遠軽という部分で、それでやりたいというお考えなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 齊藤地域拠点施設準備室長。

○地域拠点施設準備室長（齊藤隆雄君） 今、稲場議員のほうから御質問のありました件について御説明いたします。

《平成30年9月10日》

検討協議会につきましては、8月に検討協議会が開催されまして、名称の決定というところで行われました。まだ、ホームページのほうには掲載はまとめ中で出しておりませんが、その中で5月25日から7月20日まで募集しておりました名称の募集で全国から611件ありまして、その中で今まで道の駅の建設に向けていろいろ協議検討をしてきました検討協議会が最終選考を行って、名称を決定したところでございます。その名称につきまして、町のほうへ決定の報告を受け、それで条例への名称の記載という形で進めさせていただいたところでございます。

名称の漢字の部分につきましては、漢字にすることで名称が文字面的にすんなりですし、バランスよくすることができるのと同時に、商品等のブランド等に関しても考えているということと、その他、遠軽森のオホーツクという名称をつけることにより、かねてより漢字での読み違い、読みづらさがあるという御指摘等もございましたが、近年、道の駅が全国的な利用者が訪れる施設になってきていることもあり、今後、メディア等へ露出や立地条件のよさ、それからスキー場併設の特徴を考慮し、今回、新しくオープンするタイミングで道の駅の名称も漢字である町名ですること、読んでもらう、知ってもらうためにもいい機会であるということから、漢字での条例への提出というふうになっております。

もう1点、追加させていただきます。

今、開発のほうで整備しております旭川・紋別自動車道の遠軽のインターチェンジの名称ですが、漢字での遠軽インターチェンジとなっております。既に供用しております遠軽瀬戸瀬インターチェンジにつきましても漢字を利用していることから、それらと統一感を考えて漢字の遠軽とすることが理想的というふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の制定については、なお、審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

---

## ◎日程第12 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第3号町道路線の変更についてを議題とします。

《平成30年9月10日》

提出者の説明を求めます。

加藤白滝総合支所産業課長。

○白滝総合支所産業課長（加藤雅史君） 議案第3号町道路線の変更について御説明いたします。

平成28年度の大雨による災害に伴い、道路法第10条第3項の規定により、町道北支湧別川沿線の変更について、議会の議決を求めるものです。

一部変更する町道の路線番号、路線名、起点・終点、重要な経過地、幅員・延長につきましては、記載のとおりでございます。

赤番4、町道路線の変更、一部廃止に関する資料により御説明いたします。

1ページをごらんください。

町道変更路線位置図でございます。

平成28年度の大雨による災害に伴い変更するもので、黒色太線が対象路線であり、下部の丸印が起点、上部三角印が終点であります。

2ページをごらんください。

北支湧別川沿線の詳細図、地番図になります。

上段の図面は変更前で、下段の図面が変更後になります。

白滝地域路線番号43、北支湧別川沿線の変更後につきましては、起点を白滝北支湧別80番地先から白滝北支湧別298番地先、幅員は14.0メートルから20.0メートルを、15.0メートルから41.0メートルに変更、延長は1,922メートルから2,217メートルに変更になります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号町道路線の変更についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第4号町道路線の一部廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

金沢建設課長。

《平成30年9月10日》

○建設課長（金沢一彦君） 議案第4号町道路線の一部廃止について御説明いたします。

（仮称）えんがる町民センター建設事業に伴い、道路法第10条第1項の規定により、町道2路線の一部廃止について、議会の議決を求めるものです。

一部廃止にする町道路線番号、路線名、起点・終点、重要な経過地、幅員・延長につきましては、記載のとおりでございます。

赤番4、町道路線の変更・一部廃止に関する資料により御説明いたします。

3ページをごらんください。

町道一部廃止路線位置図でございます。

（仮称）えんがる町民センター建設に伴い、2路線の一部を廃止するもので、黒色太線が対象路線であり、鉄道沿線通の丸印が起点、三角で左側三角印が終点であります。

南1丁目中通の上部丸印が起点、下部三角印が終点であります。

4ページをごらんください。

鉄道沿線通の詳細図、地番図になります。

上段の図面は廃止前で、下段の図面は廃止後になります。

遠軽地域、路線番号A-16、鉄道沿線通の一部廃止後につきましては、起点を遠軽町岩見通南2丁目3番地先とし、幅員は新旧変わらず5.1メートルから11.5メートルで、延長は429メートルから314メートルに変更になります。

5ページをごらんください。

南1丁目中通の詳細図、地番図になります。

上段の図面は廃止前の起点部で、下段の図面は廃止前の終点になります。

6ページは、廃止後となります。

遠軽地域、路線番号A-20、南1丁目中通の一部廃止後につきましては、起点を遠軽町岩見通南1丁目2番20地先とし、幅員は10.4メートルから7.3メートルを7.0メートルから7.3メートルに変更、延長は773メートルから699メートルに変更になります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号町道路線の一部廃止についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第5号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第5号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

園内遊具の安全対策に係る設備の増設等による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成29年度いこいの森整備工事（繰越）であります。

契約金額は、変更前2億2,950万円、変更後2億3,593万6,800円であります。

契約の相手方は、渡辺・管野・大同特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役渡辺博行。構成員、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長石井英治。構成員、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、平成29年12月12日、議会の議決をいただき、同日、契約を締結し、12月13日から着工、平成30年10月31日の完成を予定しているところでありますが、園内遊具の安全対策に係る設備の増設等による設計変更に伴い、契約金額2億2,950万円を643万6,800円増の2億3,593万6,800円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第6号平成29年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

《平成30年9月10日》

提出者の説明を求めます。

落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第6号平成29年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

平成29年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金4,997万7,476円のうち2,000万円を減債積立金として処分することにいたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号平成29年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第7号平成29年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第7号平成29年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

平成29年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金1億447万5,253円のうち8,000万円を減債積立金として処分することにいたしましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号平成29年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

《平成30年9月10日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで、暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第17 議案第8号から日程第18 議案第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第17 議案第8号平成30年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)、日程第18 議案第9号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長(大堀 聡君) 議案第8号平成30年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)について説明いたします。

平成30年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,719万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億9,901万6,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税を9,200万円減額し、総額を67億5,800万円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に480万3,000円を追加、3項委託金に84万3,000円を追加し、総額を10億7,641万5,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に306万7,000円を追加し、総額を434万8,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を318万1,000円減額し、総額を7億2,871万円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に127万7,000円を追加し、総額を2億6,038万円とするものです。

《平成30年9月10日》

21款町債につきましては、1項町債に1億2,238万4,000円を追加し、総額を23億8,268万4,000円とするものです。

これにより、歳入合計153億6,182万3,000円に3,719万3,000円を追加し、総額を153億9,901万6,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に376万7,000円を追加、2項徴税費に150万円を追加、3項戸籍住民基本台帳費に32万4,000円を追加し、総額を32億4,090万3,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に325万9,000円を追加し、総額を30億5,398万8,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に422万5,000円を追加、2項清掃費に268万5,000円を追加し、総額を14億317万4,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に439万9,000円を追加し、総額を6億1,482万1,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に1,703万4,000円を追加し、総額を5,754万3,000円とするものです。

これにより、歳出合計153億6,182万3,000円に3,719万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の153億9,901万6,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、地域医療対策事業の限度額を1億5,950万円に、臨時財政対策債の限度額を3億8,438万4,000円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費につきましては、財源の振替です。

11目電算管理費につきましては、財源の振替です。

14目諸費、税外収入還付70万円につきましては、国・道の補助金等の返還金、還付金等に不足が見込まれるため、税外収入還付金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業306万7,000円につきましては、指定寄附金6件、15万1,000円、ふるさと納税寄附金300件、291万6,000円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

2項徴税費1目税務総務費、税務総務一般経費150万円につきましては、町税の還付金に不足が見込まれるため、税収入還付金を計上するものです。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業32万

4,000円につきましては、総合行政情報システムの更新に伴う戸籍電算システム改修業務委託料を計上するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民年金事業84万3,000円につきましては、国民年金制度の改正等に伴う国民年金システム改修業務委託料を計上するものです。

3目高齢者福祉費、民間社会福祉施設整備事業241万6,000円につきましては、有料老人ホームのスプリンクラーの整備に係る有料老人ホーム整備事業補助金を計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、財源の振替及び保健衛生一般経費422万5,000円につきましては、生田原伊吹温泉の水中ポンプ及びケールの不具合により、生田原伊吹温泉水中ポンプ等更新工事を計上するものです。

2項清掃費2目塵芥処理費、ごみ収集事業268万5,000円につきましては、新焼却施設の稼働に伴う分別方法の変更により、燃やすごみ用ごみ袋の購入費用に不足が見込まれるため、消耗品費を計上するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商店街助成事業265万4,000円につきましては、店舗近代化に係る補助金に不足が見込まれるため、商工業振興補助金を計上するものです。

5目観光施設費、いこいの森管理事業174万5,000円につきましては、森林鉄道用ディーゼル機関車を林野庁から譲り受けるため、車両の運搬に係る経費として通信運搬費164万1,000円、車両の購入費として備品購入費10万4,000円を計上するものです。車両の購入価格につきましては、約40万円ですが、既定の予算により不足分を計上するものです。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業1,703万4,000円につきましては、7月3日から4日にかけての大雨による災害の復旧費用として、公園線災害復旧工事700万円、蜂の巣山遊歩道災害復旧工事1,003万4,000円を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税9,200万円の減額につきましては、特別交付税の減額です。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金238万7,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加です。

2目民生費国庫補助金241万6,000円につきましては、有料老人ホームのスプリンクラーの整備に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の追加です。

3項委託金2目民生費委託金84万3,000円につきましては、国民年金システムの改修に係る国民年金事務委託金の追加です。

《平成30年9月10日》

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金15万1,000円につきましては、まちづくり振興資金として2件、8万円、社会福祉振興資金として1件、5万円、いこいの森関連資金として2件、1,000円、スポーツ振興資金として1件、2万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金291万6,000円につきましては、300件のふるさと納税をいただいたものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、318万1,000円の減額です。

20款諸収入5項雑入6目雑入127万7,000円につきましては、いきいきふるさと推進事業助成金の追加です。

21款町債1項町債2目衛生債9,200万円につきましては、地域医療対策事業債の追加です。

8目臨時財政対策債につきましては、3,038万4,000円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（伊藤雅彦君） 別紙資料、赤番5、平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）に関する資料をごらん願います。

1ページをお開き願います。

本図面につきましては、11款災害復旧費に予算計上しております平和山公園に通じます公園線災害復旧工事の位置図であります。

工事概要といたしましては、横断管、法面及び道路の復旧でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 鴻上ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（鴻上栄治君） 2ページ目をごらん願います。

本図面につきましては、蜂の巣山遊歩道災害復旧工事の位置図でございます。

場所は、旧白滝幌加湧別林道の奥にあります蜂の巣山遊歩道で、丸印の位置が災害復旧工事する場所でありまして、この遊歩道につきましては、黒曜石原産地の一つであるあじさいの滝露頭へのアクセス林道、蜂の巣山遊歩道が7月初めの大雨により、沢水の河川増水によりまして道路が崩壊し通行不能となり、災害復旧工事するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第9号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,303万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億193万7,000円とするものです。

《平成30年9月10日》

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に2,303万9,000円を追加し、総額を2,304万円とするものです。

これによりまして、歳入合計18億7,889万8,000円に2,303万9,000円を追加し、総額を19億193万7,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に2,303万9,000円を追加し、総額を2,324万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計18億7,889万8,000円に2,303万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の19億193万7,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金2,303万9,000円につきましては、平成29年度介護給付費等の確定による介護給付費負担金等の返還金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金2,303万9,000円につきましては、平成29年度介護給付費等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第8号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、15ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、17ページから20ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款商工費、21ページから22ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 11款災害復旧費、23ページから24ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 17款寄附金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 18款繰入金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 20款諸収入、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 21款町債、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表地方債補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

6款諸支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

9款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第8号平成30年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 認定第1号から日程第25 認定第7号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第19 認定第1号平成29年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第2号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第3号平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第4号平成29年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第5号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第6号平成29年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第25 認定第7号平成29年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

伯谷会計管理者。

○会計管理者（伯谷和昭君） 地方自治法第233条第3項の規定による平成29年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第1号平成29年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5会計の決算概要について説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番6、7及び10から12までの5冊でございます。赤番6は一般会計及び特別会計におけます歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づきます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、赤番7は歳入歳出決算概要説明書、赤番9は地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書として、赤番10は歳入歳出決算審査意見書、赤番11は基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第1号平成29年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

赤番6、歳入歳出決算書をごらん願います。

決算書の1ページから4ページは、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列、収入済額の歳入合計、172億5,029万6,622円。

《平成30年9月10日》

右列、不納欠損額合計、388万5,881円。

収入未済額合計、2億2,903万8,230円。

なお、一般会計及び各特別会計におけます収入未済額及び不納欠損額の内訳は、赤番7、歳入歳出決算概要説明書の39ページから50ページ、5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調書、7、不納欠損額調書に記載してございます。後ほどごらん願います。

決算書に戻り、5ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額になります。

8ページをお開き願います。

8ページ、左列、支出済額の歳出合計は165億8,441万1,512円。

翌年度繰越額合計、2億6,584万9,000円。

不用額合計、7億5万2,088円。

7ページ、欄外記載の歳入歳出差引残額6億6,588万5,110円、このうち3億3,000万円は、地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、歳入歳出決算事項別明細につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、9ページから218ページまで、歳入歳出それぞれ各節まで記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書について、219ページをお開き願います。

219ページの表中、5、実質収支額は6億5,892万3,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3億3,000万円であります。

続きまして、認定第2号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の220ページをお開き願います。

220ページ、221ページは歳入に係る決算額で、221ページ、収入済額の歳入合計は25億6,461万7,787円。

不納欠損額合計、619万6,705円。

収入未済額合計、7,132万7,806円。

222ページをお開き願います。

222ページ、223ページは歳出に係る決算額となり、223ページ、支出済額の歳出合計は25億4,962万8,066円。

翌年度繰越額合計、0円。

不用額合計、1億6,840万934円。

222ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、1,498万9,721円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、224ページから257ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

《平成30年9月10日》

次に、実質収支に関する調書につきまして、258ページをお開き願います。

258ページ表中、5、実質収支額は1,498万9,000円であります。

次に、認定第3号平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

259ページをお開き願います。

259ページ、260ページは歳入に係る決算額で、260ページ、収入済額、歳入合計3億1,035万743円。

不納欠損額合計、3万4,392円。

収入未済額合計、38万2,500円。

261ページをお開き願います。

261ページ、262ページは歳出に係る決算額で、262ページ、支出済額、歳出合計3億1,034万1,007円。

翌年度繰越額合計、0円。

不用額合計、48万3,993円。

261ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、9,736円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、263ページから272ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、273ページをお開き願います。

273ページ表中、5、実質収支額は9,000円であります。

次に、認定第4号平成29年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の274ページをお開き願います。

274ページ、275ページは歳入に係る決算額で、275ページ、収入済額、歳入合計18億3,231万5,858円。

不納欠損額合計、58万4,900円。

収入未済額合計、307万9,198円。

276ページをお開き願います。

276ページ、277ページは歳出に係る決算額です。277ページ、支出済額、歳出合計17億5,715万4,136円。

翌年度繰越額合計、0円。

不用額合計、1億3,806万2,864円。

276ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額7,516万1,722円あります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、278ページから299ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、300ページをお開き願います。

300ページ表中、5、実質収支額は7,516万1,000円あります。

《平成30年9月10日》

次に、認定第5号平成29年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の301ページをお開き願います。

301ページ、302ページは歳入に係る決算額で、302ページ、収入済額の歳入合計3,676万2,059円。

不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともに0円。

次に、303ページをお開き願います。

303ページ、304ページは歳出に係る決算額です。304ページ、支出済額の歳出合計3,663万3,040円。

翌年度繰越額の合計、0円。

不用額の合計、251万7,960円。

303ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は12万9,019円。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、305ページから312ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、313ページをお開き願います。

313ページ表中、5、実質収支額は12万9,000円であります。

次に、314ページから322ページまでは、平成29年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載しています。

詳細については省略させていただきます。

次に、別冊赤番7、平成29年度遠軽町一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書をごらん願います。

1ページをお開き願います。

1ページ、2ページにつきましては、会計別決算額総括表でございます。

3ページから20ページは、各会計別の歳入・歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について、前年度と比較したものでございます。

4ページ、左欄下段の29年度過誤納額に2,091円と入っておりますが、こちらは町営住宅の使用料について、3月に退去したため返納すべき額が、結果として間に合わず残ってしまったもので、決算額と差異が生じております。同様に、42ページをごらんいただきたいのですが、42ページの右の使用料及び手数料の住宅使用料の内訳について、内訳にも影響しますので、米印でただし書きのとおり、過誤納分の額は除いておりますので御理解ください。

21ページに戻りまして、21ページ、22ページは歳入・歳出決算額構成表で、一般会計の歳入歳出決算額の構成を円グラフによりあらわしたものです。

23ページから38ページは、各款の中で節の占める金額及び比率で、会計ごとに歳出その款ごとの節別内訳です。

次に、39ページ及び40ページは町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び

滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものです。

41ページから45ページは収入未済額調書で、町税以外の収入未済額の内訳です。

46ページから50ページは不納欠損額調書で、平成29年度における不納欠損額の年度別内訳です。

51ページから54ページは、給与費決算調書で、各項における給与費の内訳です。

55ページ及び56ページは、公債費に関する調書で、各会計の起債の状況について、目的別及び借入先別に分類したものです。

57ページ、58ページは基金に関する調書で、財政調整基金から介護給付準備基金までの10基金の内訳です。

58ページ、決算年度末現在高（I）の現金は、80億2,610万9,022円。また、本年5月末現在高（P）は、99億1,541万6,386円となっております。

次に、平成29年度定額運用基金運用状況につきまして、59ページは土地開発基金運用状況、60ページは奨学資金貸付基金運用状況、61ページは旭川医科大学医師養成確保学資金貸付基金運用状況の内訳になっています。お目通しをお願いいたします。

その他、お手元の資料、赤番9、各会計の事務事業における主要な施策の成果説明書、赤番10、各会計の決算審査における監査委員の意見書、赤番11、基金運用状況審査における監査委員の意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で、平成29年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 平成29年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第6号平成29年度遠軽町水道事業会計決算認定及び認定第7号遠軽町下水道事業会計決算認定について説明いたします。

説明資料は、配付の赤番8と赤番13であります。

赤番8は、遠軽町水道事業会計及び下水道事業会計決算書、赤番13は、監査委員の企業会計決算審査意見書です。

それでは、認定第6号平成29年度遠軽町水道事業会計決算認定について説明いたします。

赤番8をごらん願います。

1ページから4ページまでは、平成29年度遠軽町水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額を記載しております。

1ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて決算額、5億3,795万9,347円です。

2ページは支出で、第1款水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費までを合わせて決算額、4億8,690万4,494円です。

《平成30年9月10日》

3 ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項分担金までを合わせ、決算額、2億2,775万9,723円です。

4 ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、決算額4億993万9,006円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,217万9,283円は、過年度分損益勘定留保資金9,459万5,111円、減債積立金4,000万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,910万9,956円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,847万4,216円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書で当年度純利益は、2,983万1,122円となっております。

6ページは剰余金計算書、7ページは剰余金処分計算書です。

8ページから12ページは、平成30年3月31日現在の貸借対照表です。

13ページからの決算付属書類は、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、認定第7号平成29年度遠軽町下水道事業会計決算認定について説明いたします。

34ページをお開き願います。

34ページから37ページまでは、平成29年度遠軽町下水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額を記載しています。

34ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額10億6,503万7,939円です。

35ページは支出で、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費までを合わせて、決算額9億6,446万7,267円です。

36ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項分担金及び負担金までを合わせて、決算額7億1,004万5,330円です。

37ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせ、決算額10億6,269万9,484円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,265万4,154円は、当年度分損益勘定留保資金2億4,549万1,820円、減債積立金8,860万1,626円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,551万4,335円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額304万6,373円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、38ページの損益計算書では、当年度純利益が8,146万9,815円となっております。

39ページは剰余金計算書、40ページは剰余金処分計算書です。

41ページから45ページは、平成30年3月31日現在の貸借対照表です。

《平成30年9月10日》

46ページから決算付属書類は、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載していますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に、赤番13の遠軽町企業会計決算審査意見書は、水道事業及び下水道事業の決算審査における監査委員の意見書であります。御参照願います。

以上で、説明を終わります。

---

### ◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

一括上程しました平成29年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、平成29年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定しました。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時37分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に阿部議員、副委員長に11番佐藤議員が選出されましたので御報告いたします。

---

### ◎日程第26 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第26 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、稲場議員。

○2番（稲場仁子君） ー登壇ー

一般質問通告書に基づきまして、わくわく地方生活実現政策パッケージを活用した起業・就業支援についてお尋ねいたします。

まち・ひと・しごと創生基本方針2018が、去る6月15日に閣議決定されました。この基本方針は、東京一極集中を是正するため、平成31年度からの6年間で地方の就業

《平成30年9月10日》

者や起業家を計30万人ふやす数値目標を設定し、現行の5カ年計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に続く、平成32年度からの新たな5カ年計画の策定に着手するとしたものです。

この基本方針の中では、4点の基本方針が掲げられていますが、中でも2点目のわくわく地方生活実現政策パッケージの策定・実行は、1、若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化、2、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こしなどとなっております。遠軽町としても今後取り組んでいかなければならない事業と考えます。

UIJターンによる起業・就業、これは事業継承も含んでおります。これにおいては、単に起業に係る費用を助成するにとどまらず、住まいの確保や有利な資金融通、リカレント研修、雇用する企業への助成と、かなり幅広い支援策を実施するとしています。

そこで現在、起業・就業という観点から遠軽町の施策を見ると、新規就農は別として、地域おこし協力隊への助成と大型免許取得事業がありますが、さらに充実させる必要があると考えます。遠軽町としてこの事業にどう取り組むのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

稲場議員のわくわく地方生活実現政策パッケージを活用した起業・就業支援についての御質問にお答えいたします。

御質問の地域おこし協力隊事業につきましては、人口減少や少子高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に受け入れ、その人材の定住・定着を図るとともに、地域における活動によって地域の活性化や産業振興等を図ることを目的として、平成27年度から取り組んでいるところでございます。これまで6名の隊員を採用してきましたが、これら隊員への助成としまして、住宅家賃経費の助成を初め自己研さん経費及び地域おこし活動経費を助成してきており、さらに隊員活動後の本町への定住・起業支援をするための補助制度を設置しているところでございます。

また、大型免許等資格取得支援事業につきましては、同じく27年度から取り組んでおり、若年層を中心とした雇用を確保する施策としまして、29年度までの3年間で190件の助成を行っているところであります。これらの事業につきましては、平成27年度に策定しました遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の事業の一つとして位置づけをしており、まちづくりの重点戦略としまして、事業の推進に取り組んでいるところでございます。

今後は、起業・就業支援という総合的な観点におきまして、関係機関、関係各課との連携や情報交換を図りながら、これらの事業効果を検証し、制度改正を含めました見直しを検討するなど、事業の充実や発展に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

《平成30年9月10日》

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） もう少し積極的な答弁がいただけるかなと期待をしておりましたが、何かちょっと肩すかしを食らったかなと感じているところでございます。

確かに今現在行われている地域おこし協力隊の助成、大型免許取得事業、特に大型免許に関しては190件ということで、それなりの成果も上げているのかなと思うところでございます。また、地域おこし協力隊については、ただ、残念ながら今のところ途中でやめられる方も出てきたり、なかなか定着につながらないような状況となっております。

地域おこし協力隊に関しては、いろいろな住宅手当等々、ただいま町長の答弁の中にありましたけれども、今回の新しい、まち・ひと・しごと創生基本方針の中のわくわく地方生活実現政策パッケージなのですけれども、私がここで説明するまでもないと思いますが、先日も報道等で都会に住む若者たち、意外と地方で暮らしたいと希望される方が随分いらっしゃるということを見て、私も正直こんなに望む若者たちがいたのだというのには、ちょっと驚いたのですけれども、やはり子育てですとか、生活環境というものを考えたときに地方で暮らしたい。

そういう方々は、それなりにスキルも持っている方々ではないのかなと。例えば、起業しやすいという観点から言うとIT関係ですとか、クリエイターや芸術関係の方々、そういう方々というのは地方でも起業できるようなスキルを都会で積んでいらっしゃるのかなと。そういう若い人たちでもたくさんの要望がある中で、一組でも二組でも遠軽町に来ていただけるような政策をやっていく必要があるのではないかと。今現在、来ていただいている地域協力隊の方々にも、もちろんこの後、定着していただければ非常にうれしいところですし、今回の2018の基本方針では、地域協力隊にも言及しておりますけれども、今回は特にUIJターンという観点で町長に御質問しているわけです。

残念ながら遠軽で高校を卒業した方、あるいは遠軽町出身で都市部の大学に行かれた方、遠軽に就職したいけれども、なかなかうまく就職とマッチングできなくて、都会のほうに就職したけれども、いずれは戻りたいという方々もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、この起業や就業に関する支援だけでなく住まいの手当であるとか、もちろん町が助成するわけではありませんけれども、金融機関と連携して営業資金の融資だとか、いろいろなものが組み込まれているわけです。もう少し、私としては積極的な答弁いただけるのかなと思っていたのですけれども、そういうような観点から、この事業を進めていくというようなことはいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

UIJターンということで、都会の方々を何とか遠軽町に住んでいただきたいということで、企画課といたしましても移住・定住事業を行っております。ある程度年数もたっておりますので、大幅な見直し等も今後していけないと、なかなか難しいかなということも考えておりますし、大型免許取得事業等につきましても3年行っておりますし、そういっ

たことで行革推進委員会の中でも制度の見直しも含めて、やるようにということで話がありますので、それと、また常任委員会でも皆様に御意見をいただいておりますので、そういったことも含めて今後、検討をしてみたいというふうに考えております。

今回、わくわく地方生活実現政策パッケージの中身につきましては、現在、まだ国のほうで検討中ということもありますので、その辺の国の動向等も注視しながら、今後、町としても取り入れることができるのであれば、町としてメリットがあるということで、財政的な部分もありますので、地方創生推進交付金もあるように聞いていますので、そういったことも総合的に判断しながら、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） 確かに、移住・定住の事業については云々、大型免許取得事業については云々というのは十分わかるところで、ただ、私が今回質問しているのは、その部分はちょっと置いておいて、この事業を活用して、ぜひ一組でも二組でも遠軽町に定住する人方をふやすというか、来ていただきたいと。

今現在、新規就農も含めてかなりというか、何件もの方々が遠軽町に来ていただいています。押しなべてそういう方々は、自分たちの事業だけでなく、いろいろなアイデアを出されて、北海道内のみならず本州のほうまでいろいろなイベントで出かけていたり、あるいは遠軽町に、あの方は多分Uターンされた方だと思うのですけれども、その辺ちょっと詳しくないですけれども、例えばちょっと名前を出すとハナノ工場さんなんかも、今ちょっとおけがをされて作品づくりは休んでいらっしゃるようですけれども、東京のほうにも商品を出していたりとか、洋品店のF R E Eさんがちょっとおもしろいメロンをつくったりとか、そういう若い方々が一組でも二組でも定住していただくことによって、皆さんいろいろなアイデアを持っていますし、行動力もありますし、遠軽町にまた新しい風が吹いているのかなとちょっと感じつつ、私は感じております。

そういった中で、今、御答弁いただいたように、まだ細かいところが国で決まっております。方針が閣議決定された段階で、例えば今のU I Jターンに関しては、こういうことをしますよ、起業支援、起業する、雇用、就業支援では雇用する中小企業にも国として援助しますよとか、いろいろなまだ細かくはないですけれども、いろいろな本当に何とかこれを利用できないかなと思うような内容が含まれているのではないかなと、私は考えているところです。そういった観点から、もちろん検討した中で進めるというのはわかりますけれども、ぜひ積極的に展開をして一組でも二組でも遠軽町に来ていただける、あるいは遠軽から一度出た方々が戻ってこられるような環境を整えていくべきだと思うのですけれども、そういう観点でいかがでしょうか。

細かい内容が決まっていますので、細かい御答弁をいただけるとは私も考えておりません。遠軽町の考え方として、この事業に積極的に取り組んでいく気持ちがあるのかどうか、その辺だけお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 町といたしましても、下向きに考えているわけでは決してございません。今までもさまざまな施策をやりまして人口の定住、少しでも人口を減らさないような工夫というのをやってきておりますので、制度的に先ほど言いましたように、企画課長からありましたように、まだ詳しい内容が出ておりませんので、その辺につきましては十分出た段階で、制度をいろいろな方面から検討をして、遠軽町としてどういうことをやればいいのかというのを含めて、しっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、先ほど言いましたような形で、決して後ろ向きに考えていないので、積極的にその辺はどのような形がいいのかを含めて、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 以上、稲場議員の質問終わります。

通告2番、11番佐藤議員。

○11番（佐藤昇君） 一登壇一

通告書に従いまして、私のほうから1点お伺ひいたします。

高齢者や障がい者に優しい町有施設の環境整備についてお伺ひいたします。

高齢化率の上昇に伴い、歩行等に支障が出たり、そのことが原因で転倒事故の危険性も高まるなど、将来の健康に不安を抱える高齢者がふえています。

一方、国や地方公共団体では、障がい者の法定雇用率が平成30年度で2.3%から2.5%に引き上げられ、さらに平成33年度までには0.1%、さらに引き上げる計画も示されております。そうした社会環境の変化の中で、現在の町有施設を見た場合、高齢者や障がい者にとって利用しやすい、もしくは雇用された障がい者が働きやすい、そういう環境づくりという点では、改善が必要と考えます。

そこで、次の2点について、町長の見解をお伺ひいたします。

1点目、高齢者や障がいを持った方々、車椅子などを利用されている方等が利用しやすい環境づくり、障がい者の雇用環境整備なども念頭に入れながら、今後、計画的にバリアフリー化を推進していく考えはないでしょうか。

2点目として、その年、その地域によって温度差はありますけれども、夏場における熱中症予防や対策こうした観点から、特に利用頻度の高い役場関連などの施設に、冷房設備等の設置を図る考えはないでしょうか。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

高齢者や障がい者に優しい町有施設の環境整備についてという御質問にお答えしてまいります。

まず、1点目の質問につきましては、町有施設は高齢者や障がい者が多く利用するため、階段の利用上の利便性や安全性の向上を図ることが重要であることから、施設の新築

・改築等の際には、高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法等に基づき、その対応をとってきているところであります。

一方、既存の老朽化した施設に対しバリアフリー化を推進していくことは、多大な費用がかかるものであるため、当該施設の高齢者・障がい者の利用状況を鑑みながら、必要に応じて階段に手すりをつける、専用駐車スペースを確保する、出入り口を改修するなどの対応をとってきたところであり、今後についても同様に対応していきたいと考えておりますので御理解を願います。

次に、2点目でございます。

熱中症予防の観点から、役場関連施設などの施設に冷房設備の設置を図る考えはないかということですが、役場の本庁舎、各総合支所庁舎には冷房設備はなく、げんき21には、一部冷房設備があるという状況でございます。現在、これらの施設に多大な費用をかけ、冷房設備を設置する考えはございませんが、遠軽町公共施設等総合管理計画に基づいた施設の更新の際などには、設置を検討してまいりたいと考えております。

熱中症予防、対策につきましては、当面、扇風機などの冷房機器を購入し、対応したいと考えておりますので御理解を願います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 1番目の関係についてですけれども、今後も必要に応じて対応するという御答弁でしたけれども、町長のほうから言われておりました平成28年の1月に、これは行革のところをつくったものだと思いますけれども、遠軽町公共施設等総合管理計画の中には、そういったことについては触れてはいいのですが、ここでこの方針で出されている基本廃止をするというふうに考えている、そういう施設を除いて、これは町のほうから出されております遠軽町施設、庁舎外施設の御案内、ここにずっと出ていますよね。

ここにそれぞれ書いておりますその施設の中で、現時点でバリアフリー化を必要だというふうに考えていらっしゃる施設というのは、あるのかなのか、そこら辺のところについて、まずお伺いしてみたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 現有する町有施設におきますバリアフリー化の必要性あるかどうか、考えているかどうかという御質問だというふうに思いますけれども、先ほど町長答弁にもございましたとおり、そこの施設の利用状況を鑑みながら、過去、対応してきた経緯がございます。また、今後もそのように考えておりますので、現時点においては、そこまでの対応が近々に必要なものはないという認識でございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） ないということですが、今後も対応していく、それはそ

れでいいのですが、ただ、予算のことなども考えていくと、やはり一定どういった施設について、バリアフリー化を図っていったほうがいいのかというようなことについても、きちっと認識をした上で計画的に進めていくべきではないかと、私は、そう思うのですけれども、公共施設等総合管理計画に例えばそういったバリアフリー化の目標みたいな、そういったものを記載をしながら、進めていくというようなことというのはできないものかという部分について、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 公共施設総合管理計画に、そのような計画をのせたらどうかという御質問だと思いますけれども、基本的に今後、町のほうで考えている施設等につきましては、当然、先ほど言いましたバリアフリー法に基づきまして、高齢者・障がい者だけでなく、使われる方皆さんが安心して安全にできる施設というふうになってくると思いますので、管理計画につきましては、ある程度年数がたったものについては解体をし、新しくしていくという考え方に基づいてつくっておりますので、当然、そういう考え方がなりますと、そういう施設につきましてはバリアフリーになったような施設という形で考えておりますので、計画云々というよりは当然そういうふうな形の施設というふうになってくると思います。

ただ、現在ある施設を改めてどこまで改修するかも含めてやるとなると、無駄になるという言い方はちょっと失礼ですけれども、今後の改修に向けて、それらも今後の改修計画ありますので、そのときに対応するという形で考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今の総務部長の話聞いていますと、既存の施設については、はっきり言って、これからバリアフリー化を考えていくというようなことではないというふうに受け止めましたけれども、第7期の介護保険事業計画の記載として、公共施設のバリアフリーについて触れているのですけれども、障害者福祉計画には触れていないですね。

公共施設においては段差のない施設、スロープを設置、多目的トレイの設置、エレベーター、点字ブロック等を整備をしてきているが、今後も関係部局に対して整備の要請に努めると、こういう記載もあるのですけれども、第7期介護保険事業計画でいっているところの対象というか、どこが一体この要請を、どこにするように努めるというふうなことなのかというのもよくわからないのですけれども、これ民生の保健福祉課になるのかどうかかわからないのですが、この第7期介護保険事業計画に基づいて、記載に基づいて要請をしたというそういうところというのはありますか。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） お答えいたします。

今までのところ、そういう要請はしてはございません。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 要請は、まだしていないということで、具体的にではここに書いてあるとおり、要請するという考え方は当然あると思うのですが、どうですか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時04分 休憩

---

午後 2時04分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

内野経済部技監。

○経済部技監（内野清一君） 町のバリアフリー化に関する御質問ということで、過去に取り組んできたことの一つとしてお話をさせていただきますが、平成12年に公共交通を利用した移動等に関する法律ということで、交通バリアフリーという法律ができ、それに基づき遠軽町交通バリアフリー基本構想というものを平成13年から14年にかけております。

この計画につきましては、遠軽町内にある公共施設、特定旅客施設といいますが、JR遠軽駅ですとか、バスターミナルと町内の公共施設等を結ぶ経路のバリアフリー化ということで、これまで取り組んできておまして、国道242号、町の中で中心部ですね、それから駅前の道道遠軽芭露線の一部、それとその周辺の町道のバリアフリー化ということで、点字ブロック、歩道の傾斜の緩和、そういったものを今までも続けてきております。

ただ、全て完成しているわけではありませんが、今後、岩見通ですとかそういったところの整備に合わせて、そういったところも順次整備をしていくことになっておりますので、そういったこともやってきているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 私の質問書の書き方がもし悪かったらおわびをいたしますけれども、そういう道路なども含めて言っているわけではなくて、あくまでも建築物という、そういうものに限定をして質問したつもりだったのですが、もしバリアフリー法に記載のあるそういう道路とかそういったものも含めてというふうに、もし捉えられていたとすれば、これはちょっと訂正をさせていただきたい、そういうふうに思います。私は、あくまでも建物という、そういう概念で質問書を書かせていただいたということなのですよ。

それで先ほども質問しましたけれども、そういう所管の例えば民生部のほうから、関係部局はどこなのか、総務課なのか建築課なのかわかりませんが、そういうところにも実際に、その方針に基づいて要請をした経緯はあるのですかというふうにお伺いをさせていただきました。もっと言えば、もし要請しているとすれば、その関係部局は、そのことに対してどういうふうを受け止めて、どうされようとしているのか、それをちょっと聞きたかったものですから、質問させていただきました。その辺はどうでしょうか。

《平成30年9月10日》

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ちょっと先に、先ほど点字ブロックの話されましたけれども、建物の中の点字ブロックの話なのですか。

○11番（佐藤 昇君） 先ほど言ったのは、介護保険事業計画の方針の中に、そういう記載がありますという中に点字ブロックもあると、あったということです。

○町長（佐々木修一君） 失礼しました。

どこの部局が、そういった施設のバリアフリーとかに向けて要請をかけているのか、そうしてその受けたところが、どうしているのかということですよ。

これについては、別にどこの部局がというわけではなくて、一般論としては確かに障がいのある人のことになると福祉課かもしれませんが、これはやっぱり建物、商工観光課でもそういった施設も、とにかく人がたくさん来るところに、どうしてもそういうことが出てくるのですよね。そうすると、それはどこの課とかではなくて、やはりみんな既存の施設の場合ですよ。既存の施設の場合には、みんなそこでちょっとここは今不便だねと、こういう障がいのある人もよく来るようになったしということで、それはそういう必要があれば予算要求の中で上げてきて、それは実現するとかしないとかになるわけです。

総務部長もさっきそういう意味で言ったのであって、消極的に既存の施設についてやらないというわけではないのです。あくまでも新築のほうについては、先ほど御答弁申し上げておりますけれども、これは当然そういうものを入れてやっていきます。既存のものは、今、申し上げたようにそのときの必要性などを見ながら、これ全部いろいろ違うものですから、そういった中で判断せざるを得ないのかなと。それを一つの中で計画でやっていくと、たくさんものを無数、数え切れないぐらいの計画を役場は持っていますけれども、仮に多分こういうのをつくったら、どこもやらなければいけないという形になると思うのです。

現実、我々やってきていて、いろいろつくってきました。既存の施設にも。やったはいわ、現にほとんど使われていないとか、それなら職員が玄関口まで行ったほうが早いよねとかいうこともあるわけでして、そこはやはり必要性に応じて、既存の施設についてはやっていきたいということでございますので、御理解願います。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 町長の言われたことについてわかりましたけれども、ただ、今回の質問の中身については、あくまでも高齢者・障がい者と、こういうふうに言っていますので、町民全体が利用するというそういう大きなところで言っているわけではなくて、そういう視点で考えていただきたいということを申し上げているので、そこら辺の御理解は改めてしていただきたいなど、こういうふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 高齢者・障がい者についても、やはり同じような考えで必要なところにはそういうふうな措置をしまいるということでございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それでちょっと私も全部調べたわけではないですけども、この黄色冊子に出ているところで、特に高齢者や障がい者の方の利用が多いのだろうなというところもちょっと見てきました。全部ではないですけども、特にこれ、町長も役場の関係について先ほど触れられましたけれども、そのうちでも特にやっぱり町民の皆さんが多く利用されるであろう総合支所であるとか、丸瀬布の総合支所も含めて、あと本庁舎であるとか、なかなか予算を伴いますから簡単に「はい」ということにはならないと思いますけれども、例えば生田原総合支所あたりはトイレはまだ和式のままと、多目的トイレにはなっていないということですね。丸瀬布も当然、多目的トイレはないと。本庁舎に至っては、車椅子を持ち上げるリフトみたいのが、玄関前についていますけれども、スロープもないと。当然、エレベーターもないというので、3階まで上がってくるのも大変だろうなというふうに思いますし、一方で例に出していいかわかりませんが、例えば議場の傍聴席ですね、階段全部上がってこなかったら、傍聴にも来られない、車椅子の方が来たらどうするのだろうかとか、こんなことも思います。

当然、せっかく傍聴に来られたのなら、議員が総出で出迎えて、車椅子で来られるようにしますけれども、ただ、例えば傍聴に来てもらいたいというようなことも考えれば、できるだけ傍聴に来やすいような、そういう環境整備みたいなことも含めてやれないのかなと、こんなふうに思うのです。

もし質問内容がだめだったら削除してほしいのですが、役場の本庁舎の例えばもう相当なりますけれども、建てかえなんていうのは、今はそういう話というのは全くどこからも聞こえてこないのですが、考えていらっしゃるのですか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ちょっと大きい話も最後出ましたので、前段のほうからお話させていただきますけれども、既存施設ですね、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、まだまだやらなければいけないことは、既存施設についてはすごくあります。単純に、例えばスロープつけるだけではだめだと思いますし、例えばですけども、この話出ましたから言いますけれども、もう全部変えなければいけないと思います。スロープだけつけばいいものでもないし、そういったところは御不便なところあるかもしれないけれども、やはりそんなに新しい施設でなければ、なかなかそこまで手を回していくのは、正直なところ難しいのかなというふうには考えておりますけれども、先ほどから言っているように、どうしても必要なところは、それは毎年毎年の予算の中で検討をしてみたいということでもあります。

役場なんかも3階で毎年、税の申告とかもやっていますけれども、そういったときにも下までおいて職員は来ますので、そういうことも周知、十分しております。役場の玄関の横にも立派なものあるのですけれども、正直あれも年に1回使われているかどうかぐらいの話でありまして、確かに全部にあれば理想なのですけども、そういったところの我々

実態も耐えながら、対応してまいりたいというふうに思います。

あと、役場の庁舎の老朽化による改築につきましては、これも各方面いろいろな方から私もお話を伺いますけれども、答弁の中でちょっと今まで言っていたかどうかわかりませんけれども、いろいろなところで挨拶などで、今、町としても大型事業を進めているところでもあります。そして私のやり方としては、やはり一つ一つ確実にやって行って、そして大事なものは財源ですから、そういったものもやっぱり今の大型事業で、結果的に最終的にどれぐらい将来の起債に対する償還だとか、それに対する交付税がどれぐらい入ってくるか、そういうのも見込みながらやらなければいけないと思っておりますので、時間的にこの庁舎も確かに古いのは誰もが御理解のとおりでありますので、これは今の大型事業がある程度財源的にも確定した時点で、やはり以降の考えになるのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今、申し上げているとおり、予算の関係もありますから、すぐにできないと思えますけれども、いずれにしても建てかえ時期がいつになるかわかりませんけれども、極端に言えば10年も先になるというようなことだとか、考えられないわけでもないですね。だから、私が申し上げているようなところをもし御理解いただくとすれば、できるだけできるところから手をつけていくというようなことについては、ぜひ努力をいただきたい、こういうふうに思います。

冷房の関係についてでありますけれども、これも建物構造上の例えば冷房設備を入れるのに、構造上問題があるということはないのですね。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） お答えいたします。

構造上という問題等ではなくて、やはり役場庁舎であれば、老朽化しているという現状から判断しているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それで、これははっきり言ったら、町民からもそういう意見等もあります。役場、冷房ならないのかと、こういう声も聞きますし、一方で額に汗して働いている職員の皆さん方の仕事の能率向上というようなこともあわせて考えると、ならないのかという町民の声があることも事実です。

特に、道の駅、町民センターなども含めていろいろと検討、苦勞されている地域拠点準備室の方々、狭い部屋に閉じ込められて、額に汗して一生懸命考えているわけですから、その辺のこともぜひ頭に入れながら、何とかならないのかなという気はします。どうですか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まことにありがたい御質問でございまして、本当に、うちの庁舎は特にこちらは南側ですか、太陽が当たると非常に暖かい環境でございまして、職員もその中で頑張っておられて、役場の冷房につきましては、正直、町の方というのはそう長時間おりません。私も、ここでずっと何十年も仕事してきて一番わかっておりますけれども、非常に職員にとってはなかなか過酷な状況の中でやる時期もございまして、先ほど管財課長もありましたけれども、老朽化も大分進んでおりますので、もう少し職員のほうについては頑張っておいていこうかなというふうに思っておりますけれども、地域拠点準備室も私もあそこでずっと仕事していたこともありますけれども、よっぽどひどいとなれば、正直、私たちも自分で扇風機持ってきたりやっけてきて、仕事そういう時期、北海道幸いにしてはそう長くないので、そういったような対応も考えながらやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） それで町長のほうからも冷房に関連して、最後にちょっとありましたけれども、扇風機などで対応したいという答弁ありましたよね。げんき21には扇風機ありました。本庁舎で、私、扇風機見たことないのですけれども、扇風機は何か置いてはいけないみたいな、そんな決まりもあるのですか。扇風機は役場庁舎で使ってはいけないみたいな、そんな決まりはないのですよね。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 役場内の扇風機の持ち込みについては、別に許可制でもありませんし、個人的に小さい扇風機を持ってきている方も中にはいらっしゃると思います。役場の中では応接室、町長の隣の応接室、そちらのほうには縦長のを置いてありまして、夏場打ち合わせをやる时候については、そこで回しているというのが現状でございますので、先ほども言いましたように、必要に応じて購入することもあるということで、御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今の総務部長の答弁では、個人的に持ってきているのはいいというようなこと言いましたけれども、経費の中で購入するということはできないのですか。

例えば、さっき言った地域拠点準備室、それから議会事務局もそうですけれども、あと町長室なども含めて、扇風機置いても効果ないところ、広いところに置いてもしょうがないですけれども、例えば1階部分のカウンターのそばに置くとか、こんなことは可能ですか、冷房設備等で言っていますから、等に入ると扇風機も入りますよね。だめだと言うのなら、やめますけれども、そういうことです。（発言する者あり）わかりました。事務室部分についてはちょっとおいておきまして、1階部分の例えばカウンターのところの待合のソファのそばに何台か置くというのは、これは可能ですか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員、質問内容精査して質問してください。  
暫時休憩します。

午後 2時23分 休憩

---

午後 2時24分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、11番佐藤議員の質問終わります。

通告3番、9番阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 一登壇一

通告書に従いまして、次の2点について質問いたします。

1点目は、乳幼児健診における小児がんの早期発見について。

我が国では、小児の死亡原因の第1位は、がんとなっています。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応などについては、成人のがん患者とは異なる課題を抱えています。小児がんの発症数は、年間2,000から2,500人と少ないですが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験が乏しく、適切な医療受診のおくれなどが懸念されております。国では、昨年より全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っています。

小児がんの中には、網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は、出生児1.5万人から1.6万人に1人と少ないですが、このがんは5歳までに95%が診断されており、その多くは家族が子どもの目の異常に気づき受診に至っています。腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで、可能な限り残す方針で治療することが多いと、聞き及んでおります。また、網膜芽細胞腫は「白色瞳孔」や「斜視」の症状があらわれるまで、早期発見に向けた住民への啓発が重要と考えられます。

そこで、小児がんの早期発見のために、どのような取り組みを行っているか伺います。

2点目は、ICTを活用した学習機会の充実について。

北海道教育委員会は、千歳科学技術大学と連携協定を締結し、本道教育の充実・発展に資するため、費用ゼロで場所を問わずに学びの機会を提供できる同大のeラーニングシステムの活用促進に取り組んでおります。4月に道教委は、同大のeラーニングシステムにおいて、英検のCBTを作成し、英検準2級から5級までの筆記、リスニング問題が用意され、全ての問題に取り組む「知識修得学習」、解答率に応じて出題内容が変化する「復習モード」、テスト形式で問題に取り組む「模擬テスト」の3種類が用意されています。コンピューターが自動採点するシステムを活用している市町村数は徐々にふえており、8月14日現在で同システムの導入数は20市町村、小・中学校、義務教育学校の32校が利用しています。

そこで同システムについてどのように考えているか、次の点について伺います。

《平成30年9月10日》

(1) このシステムをどのように関係者に周知しているのか伺います。

(2) このシステムを活用する考えがあるのか伺います。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の乳幼児健診における小児がんの早期発見についての御質問にお答えします。

小児がんの早期発見のために、どのような取り組みを行っているかとの御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、網膜芽細胞腫とは、網膜に発生する悪性腫瘍の一つで、5歳までの乳幼児に多い病気であります。

国立がん研究センターによると、1万5,000人から1万6,000人の出生につき、1人の割合で発症するとされております。日本におきましては、年間70人から80人の新規発症例があるとされており、早期発見、早期治療が最も重要であると認識しております。

網膜芽細胞腫は、厚生労働省が指定する小児慢性特定疾患として認定されております。疾病に対する理解につながるよう、日本視能訓練士協会からパンフレットを取り寄せ、新生児訪問の際に配付し、保護者への啓発を図っているところであります。

また、乳幼児健診におきましては、小児科の医師が診察を行っておりますが、眼球に光を当てて異常反射がないか確認することとしており、異常があれば眼科を受診するよう保護者に対し指導を行っております。

さらに、遠軽町では、平成25年度から道内に先駆けて、3歳児健診に視能訓練士による検査を実施しており、より詳しい検査を行うことで、弱視や斜視などの早期発見にもつながっており、白色瞳孔についても早期発見のきっかけとなるよう、健診業務を行ってきているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

阿部議員、2点目の御質問であります、ICTを活用した学習機会の充実についてお答えいたします。

北海道教育委員会が地域を問わず学びの機会を提供し、教育の充実・発展に資することを目的として、千歳科学技術大学との連携協定を締結しており、その協定における連携事項の一つが、御質問にあります同大学のeラーニングシステムの活用であると認識しております。

御質問の1点目、このシステムをどのように関係者に周知をしているのかにつきましては、北海道教育委員会の共催で実施するこのシステムの活用に関する講習会について、町内の各小中学校へ開催案内を通知し、このeラーニングシステムの周知を行っております。今後も北海道教育委員会からの関連情報について、各学校へ周知し、情報提供を行っ

《平成30年9月10日》

てまいります。

2点目のこのシステムを活用する考えがあるのかの御質問についてであります。地域を問わない学習の機会という観点で、ICT、つまり情報通信技術を活用した教育の情報化は、本町の教育振興や学力向上にとって重要な要素の一つであると考えており、ICTの活用について情報の収集を進めるとともに、各学校でのICT活用への支援を行う必要があると考えております。

そういった中で、御質問にあります同大学のeラーニングシステムの活用につきましては、学習計画、学習課題に応じて、各学校が検討することとなりますので、遠軽町教育委員会といたしましても、必要な情報の提供を今後も行なってまいります。

いずれにいたしましても、さまざまなICTを活用する新たな学習形態が生まれておりますので、情報収集やシステムの理解、活用方法の検討などを進め、学習機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 9番阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ただいま町長から御答弁いただきました。5歳児健診だとか、また乳幼児健診の場合、その項目にそういったパンフレットを配付したりして周知を図っているということなのですが、私もこの網膜芽細胞腫というのは初めて聞きまして、びっくりしたのですけれども、これは近年というか、ここ2年ほど前に網走のほうであった症例なのですね。発症の比率というのが、男女の差はなく片目だけでも60から70%、両目でも発症するのは30から35%と、片目で3歳ぐらい、就学前に見つかることが多いということです。両眼性はどちらかという、生後1歳から2歳に見つかることが多いそうなのですね。

万が一、脳に転移すると、致死率は90%を超える、また、超えるために眼球を摘出しなければならぬと。この話を聞いた症例があった方は、乳幼児健診では全く気づかず、1歳半のときに片目だけが光っていることにお母さんが気づいて、小児がんの小児科のドクターに相談したそうなのですね。わからず、少したってから眼科を受診したけれども、それでもわからなくて、北見の日赤の眼科でもわからず、厚生病院に北大の先生が来たときに診てもらい、最終的に北大に行って検査を受けて、網膜芽細胞腫と判明したそうなのですね。この間、約1カ月半、病名がわかったときは、既にステージ4まで進んでいて、このお子さんは北大に入院して抗がん剤治療を受け、最終的には脳炎の危険性があるということの判断で、眼球を摘出することになったということを知って、本当にこんなことが身近に数は少ないとはいえ、あるのだということで、私も非常にびっくりしたのです。それで急遽、この質問をさせていただいたのですけれども、網走市の対応も決めておられていたわけでも何でもなく、それぞれに進んでいた結果であっても、眼球を摘出しなければならぬ状況下があったと。

この話を通して、あったことの話を知ったことには、お母さんが持っている母子手帳の

中には、「瞳が白く光る」、それとか「黄緑色に光って見えたりすることがありますか」というチェック項目があるのですけれども、乳幼児健診のアンケートの医師の診断の目の欄には、「斜視」と「眼瞼下垂」、「その他」しかないため、お母さんが子どもの目が光っていると思っていても、医師から聞かれなければ見逃してしまったということも話を聞いたのですね。ですから、こういう部分を考えると、項目の欄に、乳幼児健診の欄にぜひこの4文字なののですけれども、白色瞳孔の文字を加えていただいて、早期発見でチェック機能が大きく上がると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） ただいまの質問にお答えします。

健診の先生が診察する項目、チェック欄というのがありまして、異常あり・なしから経過観察というようなチェック項目と、あと、身体の状態ということでいろいろ先生が診なければいけない項目が書かれている部分があって、そこに何があれば、そこへ先生が〇して、異常があるということで記載するというふうになっていますので、体の部位別にチェックをつける項目がありますので、ただ、白色瞳孔というふうな記載ができるかどうかは、ちょっと今すぐお答えができませんけれども、体の部位をチェックする項目欄がありますので、目とか、私も詳しくは覚えていませんけれども、目の中、胸とかというような項目があって、そこを先生がずっと診ていて、問題がなければチェックをつけていくというようなことになっていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 9番阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 項目あることは存じ上げているのですが、ただ、子どもさんは健診のときにいつも正常な状態でいないというか、ぐずったりとか、そのときに眼科の先生が診られないこともあるやに聞いております。そういうこともありますので、特に、このがんというのは見逃してしまうと、先ほど話ししたような結果にもつながっていくということから、4文字の白色瞳孔を加えていただくことで、もちろん先生もそうですけれども、お母さんたちの意識改革にも今後つながっていくためにも、そういう項目を設けることは可能ではないでしょうかということ伺います。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） 今でも小児科の先生が、眼球に光を当てて検査をしているということでございます。チェック項目に、その4文字を入れるかどうかということについては、今すぐにお答えすることはできませんが、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 9番阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ぜひそうなっていただきたいなと思います。

それと、今後、子どもさんの母親学級だとかそういう機会に、そういうことがあったらすぐ医師の診断を受けるようにとかというパンフレットなり何なり、今も配っていらっ

しゃると思うのですけれども、そういう部分では今度ホームページなんかを開くと、子どもさんのこういうこともありますよということでは、今現在は、網膜芽細胞腫のことは載っているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） ホームページには載せておりませんが、全ての新生児訪問、全員に行っていますので、後で見ていただいたらいいのですけれども、視能訓練士協会から、こういうカラー刷りの両面で、ここに白色瞳孔の見分け方がわかるようなものがありまして、これを皆さんにお配りして、説明してお渡ししているというような状況ですので、この写真を見て、認識していただいているというところで、全ての新生児のお子さんにはお話をしているというところですので、ホームページに載せることは全く問題ないかと思います。

○議長（前田篤秀君） 9番阿部議員。

○9番（阿部君枝君） そうしましたら、ホームページのほうにぜひ載せていただくようにということで、次の質問に移りたいと思います。

今、教育長のほうから答弁いただきました。今後、この制度というのは、この4月に各教育委員会のほうに通知がされたことで、当然、各学校の周知はされているということですが、今後、このことを取り入れて新年度に向けてでも授業の中に入れていく計画などはございますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（堀嶋英俊君） 御質問にお答えさせていただきます。

このシステムを学校での授業に展開できないかという御質問かと思いますが、各学校においては、現在、各教科を担当する先生が年間の学習プログラムを組み立てて、年間の授業を実施しております。そういった授業内容ですとか、学習のレベル、既存の教材等との連動など調整する事項が必要かと考えておりますので、現時点で今すぐ授業に取り入れるというのは、難しい部分があるかと思えます。

しかし、一方で子どもたちの学習の習熟度合いの確認ですとか、また、放課後だとか長期休業中、さらには通常家庭学習での活用、そういった面は可能性があろうかと思えますので、今後ともこのシステムに関して、その情報等を児童生徒、また保護者等へ情報提供を行っていきたいと考えております。

御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 9番阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 私も、これは非常に何というのかしら、子どもさんが自分の習熟能力に応じて、そのものを取り入れることで学習が充実していくというか、学力が向上していくという学習方法なので、周知は当然図っていらっしゃるのですけれども、いろいろなシステムはあるにしても、子どもさんたちは日常的にスマートホンとかインターネットを気軽に今のお子さん、低学年でも使われるので、しっかりこの点を活用されて、遠軽

町の子どもさんの学力の向上に有効な施策と思いますので、ぜひ取り入れていただくことを再度お聞きしたいなと思います。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（堀嶋英俊君） 私どもも、まだシステム全容を理解していないところでもありますし、私ども教育委員会としてもこのシステムを勉強しながら、学校といろいろ連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、阿部議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

---

#### ◎休会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

9月11日及び12日の2日間は決算審査のため、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、9月11日及び12日の2日間は、休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 2時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀

署 名 議 員 竹 中 裕 志

署 名 議 員 今 村 則 兼